

憲法・行政法

平成21年12月5日(土) 10:00~11:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は3枚、解答用紙は2枚(各問について1枚)、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【第1問】（配点：50点）

Xは、視覚障害者として障害福祉年金を受給する女性であり、離婚後、前夫との間の子Aを養育している。Xは、児童扶養手当の受給資格認定を甲県知事Yに請求した。しかし、Yは、本件請求を却下する処分を行った。本件処分を不服とするXがYに対して異議申立てを行ったところ、Yは、Xが公的年金給付にあたる障害福祉年金を受給しているのを、児童扶養手当法4条3項3号に該当することを理由に、本件異議申立てを棄却する旨を決定した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

（注）児童扶養手当法の規定は下記の通りとすること。

（支給要件）

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父が死亡した児童
- 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2 （略）

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一～二 （略）

三 公的年金給付を受けるときができる。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

（第1問以上）

【第2問】（配点：50点）

不動産会社Xは、Y市内を流れるS川沿いの眺めの良い土地を購入し、そこに鉄筋コンクリート地上14階建て高層マンションを建設して分譲販売することを企画した。そこで、一級建築士Aによる構造計算書を添付して、同マンションの建築確認をY市建築主事に申請したところ、ほどなく建築確認がなされ、確認済証が交付されたため、着工した。

ところが、建設工事が7割方進んだ時点で、周辺住民からの問い合わせに答えるために建築物の構造耐力を検証したところ、Aが構造計算用のコンピュータ・プログラムに不正に手を加えて構造計算書上の構造耐力を偽装していたことが発覚した。結果として、本件マンションは、このまま完成しても建築基準法20条の要求を満たさないことが明らかとなった。しかし、Xは、部分的補修により対処しようと考え、建設工事をさらに進めた。

偽装を知った周辺住民は、倒壊の危険性を問題視し、完成済み部分の全部撤去をXに要求した。これに対して、X側弁護士は、「建築確認には公定力があるから、進行中の建設工事に違法はなく、自主的に全部撤去する理由はない」と主張し、建設工事を続けている。このX側主張の可否と、周辺住民側がとるべき訴訟戦略（被告と訴訟類型の選択のみ示せばよく、訴訟要件の具備及び本案勝訴の見通しを検討する必要はない。）について、論じなさい。

なお、本件には、平成18年改正前の建築基準法が適用されるものとする。同法中の「特定行政庁」とは、本件の場合、Y市長を指す。

（参考条文）

○ 建築基準法（平成18年改正前のもの）より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合…

（中略）…においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。…（後略）

一一二 （略）

三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

四 (略)

2-3 (略)

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から21日以内に、…(中略)…申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 (略)

6 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

(違反建築物に対する措置)

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2-11 (略)

12 特定行政庁は、第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法…(中略)…の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(構造耐力)

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。

一 建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

イ 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物

ロ (略)

以上